

株式会社江角設備

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮して、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和6年8月1日 ～ 令和8年7月31日

2. 目標の取組み内容・実施時期

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指して、育児休業制度等のパンフレットを活用して、社員に配布して制度周知を図る

<実施時期・取組内容>

- 令和6年8月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進するため、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和6年10月～ 制度に関する資料を活用して、社員に配布して、育児休業制度の周知を図る

目標2：各社員の1か月当たりの所定外労働時間を削減し、各月35時間以内を目指す

<実施時期・取組内容>

- 令和6年10月～ 残業時間について、各社員の状況を確認する
- 令和6年12月～ 各社員の所定外労働時間の削減に向けた課題と改善策を検討する
- 令和7年4月～ ノー残業デーの取組みを検討していく
- 令和7年10月～ 各月の残業時間の時間の把握と改善策を検討する